

除草機械貸し出します

貸出無料

県管理河川の
除草に

河川愛護団体

みやぎスマイル
リバー認定団体

貸し出しの趣旨

河川堤防の除草は堤防の安全性確認や堤防天端の利用など良好な河川環境の保全等において非常に重要であることから、河川愛護会やみやぎスマイルリバー認定団体と河川管理者が連携を図りながら実施しております。

一方で、各団体の構成員の減少や高齢化により活動の維持が難しくなっていることから、平成30年度から試行的かつ安全に堤防の除草作業を効率的に行うことができる除草機械の無料貸出を実施することとしました。

貸し出しの対象となる団体

北部土木事務所管内（大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町）の「河川愛護会」および「みやぎスマイルリバー認定団体」

※新たに団体を立ち上げ活動する場合は、あらかじめみやぎスマイルリバーの認定が必要となります。

※「河川愛護会」および「みやぎスマイルリバー認定団体」は、保険適用の対象です。

貸し出し対象物品

・除草機械（軽トラックに積載可能です）

平場・法面用（1台）

寸法(m)1.67(L)×0.81(W)×0.95(H)
重量(kg)：200kg 燃料：ガソリン



平場・法肩用（1台）

寸法(m)：1.78(L)×0.91(W)×0.95(H)
重量(kg)：76kg 燃料：ガソリン



法面用（1台）

寸法(m)：1.70(L)×0.55(W)×1.10(H)
重量(kg)：48kg 燃料：混合油



・除草機械補助物品

荷役用梯子（1セット）※除草機械を運搬車に荷役する際に使用する物品です。

燃料タンク（2缶）※ガソリン燃料が対象となります。

除草機械の貸し出しから返却までの流れ

申込者

空き状況照会

ご希望の日程の除草機械の空き状況を照会してください。

照会先：宮城県北部土木事務所
河川砂防第一・二班
0229-91-0736・0229-91-0747

※貸し出し希望日の1週間前までに連絡をお願いします。

北部土木

電話照会受付

- 機械の貸し出予定等確認のうえ、貸し出しの可否について返答します。
- ご希望の日程で貸し出しが可能であれば、申込書の提出へ。

貸し出し申込書提出

申込書（様式-1）に必要事項をご記入頂き、北部土木事務所に直接または郵送で提出します。

〒981-6117
大崎市古川旭4丁目1番1号
宮城県北部土木事務所 河川砂防一・二班
除草機械貸し出し担当 宛て

申込書受理

書類審査

除草機械の借り受け

除草機械貸し出し

- 事務所敷地内にて機械の貸し出しを行います。
 - 貸し出し当日は、事前に電話連絡のうえ事務所にお越し下さい。
 - 貸出承諾書（様式-2）、除草機械等確認表（様式-4）をお渡しします。
- ※貸し出し日は平日（月曜、金曜除く）の9：00から16：00までとします。
※土日祝日を除きます。

除草機械の返却

- 事務所敷地内にて機械の返却を行います。
 - 事前に電話連絡のうえ事務所にお越し下さい。
 - 除草機械等確認表（様式-4）の確認を行います。
- ※返却日は、平日（月曜、金曜除く）の9：00から16：00までとします。
※土日祝日を除きます。

除草機械の返却確認

※各申請様式については、事務所で配布しております。事務所ホームページでもダウンロードすることが出来ます。

ご利用にあたっての注意事項

- 燃料は機械に満タンの状態で貸し出しますが、それ以上の燃料の補給については申込者において対応願います。
- 貸し出し出来る期間は、最大で6日間です。水曜日については、機械の保守点検日のため貸し出し出来ません。
- 申し込み頂いている場合でも機械の故障等の理由により、貸し出しが行えない場合があります。
- 除草作業実施中のけが等への保険適用については、河川愛護会員・みやぎスマイルリバー認定団体加入者のみとなります。第三者への保険適用は出来ません。
- 除草作業中の第三者との事故等について北部土木事務所では一切対応しかねますので、申込者の責任において対処願います。

お問い合わせはこちら



宮城県北部土木事務所 河川砂防第一班・河川砂防第二班
〒989-6117 大崎市古川旭4丁目1番1号 大崎合同庁舎5階
TEL:0229-91-0736・0229-91-0747 FAX:0229-22-5260

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nh-dbk//zyosoukikai.html>

北部土木 除草機械

